

日医発第2号（健Ⅱ）
令和7年4月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹本 洋一

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱い」日医発第1531号（健Ⅱ）等でお示したところで

す。公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の最終請求日については、かねてご事務のとおり、令和7年1月診療分での請求が必要として、レセプト提出期限の令和7年2月10日が期限で、公費支援に係る予算措置については終了となりました。

各都道府県からの事前調査で報告を行った医療機関・薬局であり、各都道府県から事前に連絡があったものについては、3月診療分までの請求が可能となる旨、案内がなされました。詳細は厚生労働省の案内をご覧ください。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和7年3月31日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年12月5日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、令和7年2月10日を最終請求日とする旨の周知をお願いさせていただいたところです。

一方で、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い、令和7年3月診療分までの対応を可能としました。

今般、上記の対応を最後として、本件公費支援に係る予算措置については終了することから、令和7年4月診療分以降については、請求を行う事が出来なくなります。

つきましては、各都道府県からの調査に報告を行った医療機関・薬局におかれ
ては、必ず3月診療分にて請求いただきますよう、貴会会員への周知方、よろしく
お願いいたします。